

平成17年12月13日

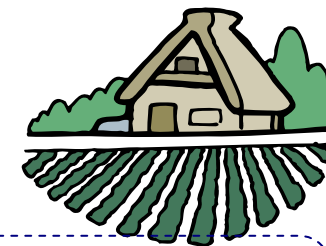
## 「農業災害補償に関する行政評価・監視」

### ＜評価・監視結果に基づく勧告＞

「行政評価・監視」は、総務省行政評価局が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性、適正性、能率性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本行政評価・監視は、8管区行政評価局(支局を含む。)及び14行政評価事務所が、平成16年4月から7月にかけて実地に調査した結果等に基づき、農林水産省に対して平成17年12月13日に勧告するものです。

# 概 略



## 調査実施の背景

- 国は、農災法（注）に基づき、自然災害、病虫害などの事故による農家の損失を補てんする農業災害補償制度を設けている。  
農業災害補償制度は、国と農業共済団体とが実施。農家は、共済掛金（半額）を支払い、農業共済団体は農家に共済金を支払う。
- 国は、農業共済団体の事務費に対して、補助を実施
  - ・ 事務費負担金（昭和22年創設）平成16年度：約526億円
  - ・ 特別事務費等補助金（昭和33年創設） 〃：約 6億円

<このほか、共済掛金の2分の1を国庫で負担>（昭和27年創設）

  - ・ 平成16年度共済掛金総額約1,298億円のうち、約647億円
- 事務費負担金の交付・使用を適正に行うことや共済金の支払を適正に行うこと等が重要

（注）農業災害補償法（昭和22年法律第185号）

- 調査事項
  - ・ 事務費負担金及び特別事務費等補助金の交付、使用状況
  - ・ 共済の加入、共済金の支払状況
- 調査対象
  - ・ 47都道府県中23道府県（注）
  - ・ 44連合会中22連合会
  - ・ 294組合等中85組合等
  - ・ 延べ4,123農家等（共済加入農家戸数延べ276万戸）
    - ※ 農家総数216万戸（経営耕地面積が10a以上の農家）
    - ※ 農作物共済（水稲）の加入農家数212万戸

（注）北海道、宮城県、岩手県、福島県、埼玉県、栃木県、千葉県、新潟県、愛知県、石川県、三重県、大阪府、滋賀県、和歌山県、広島県、鳥取県、岡山県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県

## 行政評価・監視の実施

### 次の事項について勧告

- 1 事務費負担金の執行の適正化
- 2 特別事務費等補助金の執行の適正化
- 3 共済業務運営の適正化

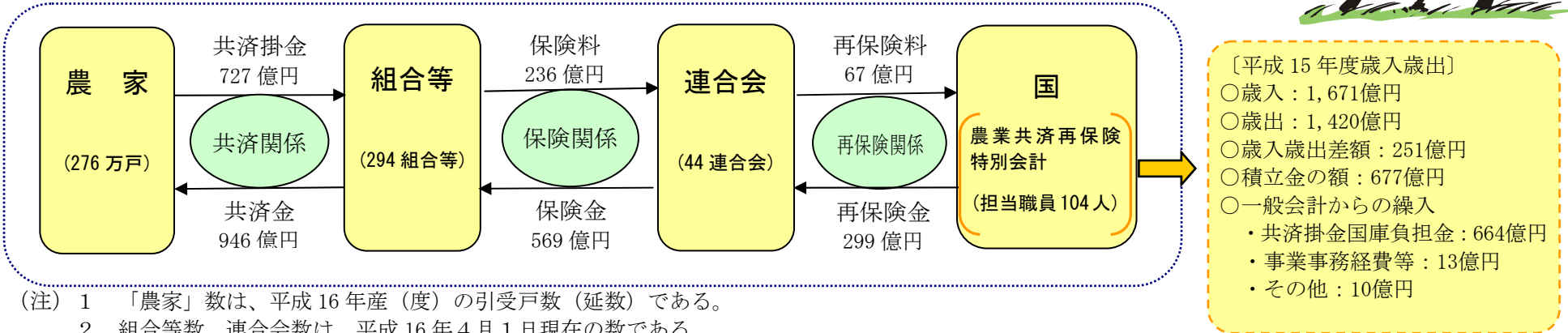
※ 行政評価・監視において、事務費負担金に係る指摘は初めて。

勧告先：農林水産省

勧告日：平成17年12月13日

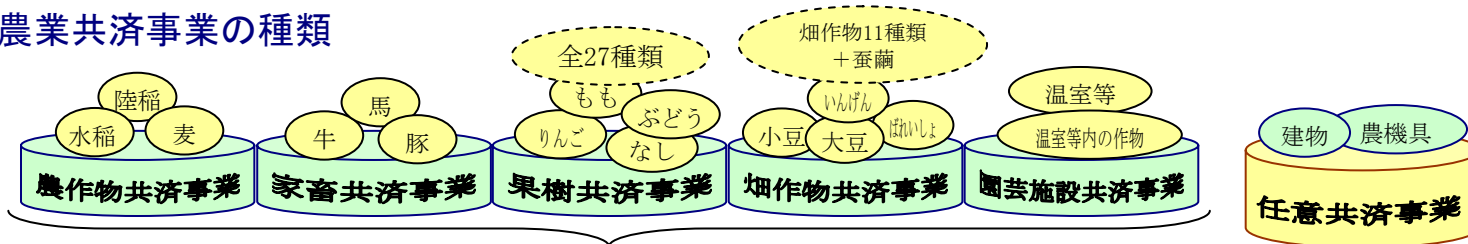
## 農業災害補償制度の概要

### ○ 農業災害補償制度の仕組み 三段階のシステムにより危険分散



- (注) 1 「農家」数は、平成 16 年産 (度) の引受戸数 (延数) である。  
 2 組合等数、連合会数は、平成 16 年 4 月 1 日現在の数である。  
 3 一部の組合等については、国が保険する二段階のシステムとなっている。  
 4 金額は、平成 14 年度実績である。

### ○ 農業共済事業の種類



制度共済事業 (国庫負担の対象事業)

### ○ 農業災害補償制度に係る国庫負担

- 連合会及び組合等の事務費に対する補助  
事務費負担金  
特別事務費等補助金
- 農家の共済掛金に対する国の負担 (約 2 分の 1)  
< 共済掛金の支払 → 共済金の支払 >

### ○ 国・都道府県の関与

- 国庫負担対象経費の費目を設定
- 常例検査の実施
- 補助金監査の実施

# 1 事務費負担金の執行の適正化



## 制度・仕組

- 国は、農災法に基づき、予算の範囲内で連合会・組合等の事務費を負担
- 事務費負担金の対象経費：制度共済事業に係る事務経費（任意共済事業は対象外）
- 事務費負担金の交付額：平成16年度約526億円
  - ※ 事務費負担金の交付対象経費（約640億円）に占める割合は、約82%

## 調査手法

- 23道府県内の22連合会、85組合等を調査  
任意共済事業に係る経費の除外状況については、このうち、任意共済事業を実施している20連合会、66組合等を調査
- 平成13年度～15年度の補助金実績報告書に計上された経費について、その用途、目的等を連合会及び組合等において実地に調査
- ※ 共通管理的な経費は、按分するとの観点からアプローチ

## 問題点

- ① 任意共済事業に係る経費等を負担金対象経費としている組合等あり  
14連合会(63.6%)57組合等(67.1%)6億4,537万円(うち、平成15年度6億2,224万円)
  - ・ 両共済事業を兼務する引受・審査等部門職員の人件費全額を対象（2組合等）
  - ・ 事務部門の最高責任者である参事（9連合会34組合等）、総務課、経理課等の共通管理部門の職員（12連合会41組合等）の人件費全額を対象（注）等
  - ※ ①の事例について、当省が試算したところ、交付された事務費負担金額が交付対象経費の額を上回るものあり：8組合等、約1,338万円(うち、平成15年度1,182万円)
- ② 職員給与等の改定が適切に行われていない  
職員給与等の改定において、増額になる際は4月に遡及し、減額になる際は遡及せず算出しているもの（4連合会11組合等）

(注) 参事、共通管理部門の職員の人件費は、総務省が独自に試算

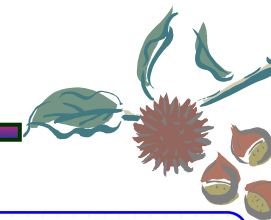
## 原因

- 参事及び共通管理部門職員の人件費について、任意共済事業分を除外するよう農林水産省が指導していないこと
- 任意共済事業の経費の除外に係る農林水産省の指導が徹底されていないこと
- 実績報告書の記載内容を十分にチェックしていないこと
- 常例検査で的確にチェックしていないこと
- 給与等の改定の実施時期について、農林水産省が指導していないこと

## 勧告要旨

- 任意共済事業に係る経費を負担金交付対象経費から除外する方法を連合会・組合等に示し、これに基づき対象経費を適正に算定させること
- 対象経費の的確な検査のためのチェックリストを策定し、これに基づき、農林水産省及び都道府県が、的確に検査すること
- 職員給与等の改定期限に関する基準を連合会・組合等に作成させること

## 2 特別事務費等補助金の執行の適正化



### 制度・仕組

- 国は、事務費負担金のほか、予算補助により特別事務費等補助金（特別事務費補助金及び対策費補助金）を交付
  - ・ 特別事務費補助金の対象経費：連合会及び組合等が実測の方法により損害評価を行うのに要する経費等
  - ・ 対策費補助金の対象経費：事務処理を機械化するためのシステムの開発及びシステム管理者の養成等を行うのに要する経費等
- 補助金の交付総額：平成16年度 約5億9,700万円  
※ 補助率：原則10/10 実際は、76.7%

### 調査手法

- 23道府県内の22連合会、85組合等を調査
- 平成13年度～15年度の補助金実績報告書に計上された経費について、その用途、目的等を連合会及び組合等において実地に調査

### 問題点

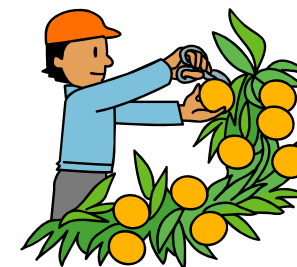
- 補助対象以外の経費を補助対象経費として実績報告書に計上3連合会（13.6%）22組合等（25.9%）約1,900万円
  - ・ 実測を行わず、目視による現地調査で損害評価を行った際の旅費等（1連合会及び3組合等）
  - ・ 補助事業の目的と関連性のない講演会などの経費（15組合等）
  - ・ 飲食代金などの経費（1連合会及び8組合等）
- 補助対象経費から、上記の不適正額を除外して補助対象経費を再計算すると、過大支給となっているものあり：8組合等、約525万円

### 原因

- 補助金の執行状況について、常例検査や補助金監査を厳正に実施していないこと
- 補助金採択時及び実績報告時における審査を適切に行っていないこと

### 勧告要旨

- 連合会及び組合等における補助金の用途が適切か、点検できる仕組みを設け、点検すること
- 補助金の採択審査及び補助金監査を厳正に実施すること





### 3 共済業務運営の適正化



#### 制度・仕組

- 共済の引受、共済掛金の徴収、損害の評価、共済金の支払などの各種の業務の実施については、農災法及び農林水産省が定める各種の要綱等に具体的に規定
- 組合等は、農林水産省が定める模範定款等に基づき定款を策定し、組合等は、これに基づき業務を実施

#### 調査手法

- 23道府県内の22連合会、85組合等を調査
- 平成13年度～15年度に共済金の支払を受けた農家等の中から、1組合等当たり45～60農家等、計4,123農家等を無作為抽出し、共済の引受、共済掛金の徴収、損害の評価、共済金の支払などの業務の実施状況について、調査

#### 問題点

- 共済の引受、共済掛金の徴収などが、的確に行われていないものあり：83組合等(97.6%)、延1,104農家等(実903農家等(21.9%))、過大支払額約95万円、過少支払額約4万円
  - ・ 共済価額(評価額)を過大に設定して引受(最大約1.6倍)
  - ・ 加入資格のない農家等を引受け(加入資格10a以上に対し8a)
  - ・ 耕地の面積を誤って引受け(実際の10分の1)
  - ・ 共済掛金未納者に対する督促や延滞金の徴収が不適切(共済掛金約51万円を3か月以上滞納。この延滞金約16,000円を未徴収)

#### 原因

- 組合等が、農家等に対する補償を手厚くするために、意図的に不当な共済価額を設定
- 組合等が、加入資格の精査、引受面積の確認、掛金の徴収状況の把握、損害評価などの事務手続を的確に行っていない
- 都道府県が組合等に対して行う常例検査において、不適切事例を的確に把握していない、あるいは、指摘事例に対するフォローアップを行っていない

#### 勧告要旨

- 都道府県に対し、すべての組合等について、適正な事務処理の確保のための組合等における内部検査機能の運用状況等について総点検を行うよう助言すること
- 常例検査で検査すべき事項を記載したチェックリストを都道府県に示し、これに基づき組合等の常例検査を行うよう助言すること



〔本件連絡先〕

総務省行政評価局 総務課地方業務室

しょうじけんいち  
室長：庄司賢一（内線：2421）

よしみ あつし  
補佐：吉富 淳（内線：2422）

みやまふみのぶ  
担当：深山文伸（内線：2485）

電話（代表） 03-5253-5111※

電話（直通） 03-5253-5413

ファクシミリ 03-5253-5418

電子メール kans2056@soumu.go.jp

※ 総務省代表電話の取扱時間は、午前8時30分から午後6時までです。これ以外の時間は、直通電話をご利用ください。